

施策・主な取組シート

基本方向	(2) 子どもを育む環境づくり	基本政策	1) 子育て支援の充実
(1) 施策			
名称	1 1 子育て支援の充実		
目標	子ども一人ひとりの特性にあった健やかな成長を見守り、子どもを安心して産み育てる環境をつくることで、子育て世代にとって魅力のあるまちづくりをめざします。		
現状と課題	全国的に少子高齢化が進む中、本市では大型商業施設による雇用の場の拡大や、都心への交通アクセスの良さから、子育て世代の定住が進んでいます。 一方で、核家族化の進行や共働き世帯の増加など、家族形態の多様化が進み、子どもを取り巻く環境が変化していることから、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行うことにより、子育て世代が安心して子どもを産み育てられる環境が求められています。 また、保育園の入所待機児童や放課後学童クラブへの入所希望者が増加していることから、保育の量的拡大と質の向上の必要性や、次世代を担う子どもたちが健やかに成長するために、子どもに対するより良い生活習慣の確立や保護者の育児力の向上に対する支援が課題となっています。 さらに、児童虐待や配偶者等からの暴力（DV）による子どもへの影響が問題となっており、各世帯の状況に応じた支援が求められています。		
課題解決の方向性	子育て世代が安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行うことで、子どもの発達や特性にあった支援を行います。 多様化する保育ニーズへ対応するとともに、待機児童等を解消するため、保育士の確保に努め、「木更津市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、民間保育園や放課後学童クラブに対する施設整備や運営の支援を行うとともに、市民活動団体・民間保育園と連携した子育て環境の整備に取り組みます。 また、次世代を担う子どもたちの健康づくりの啓発や、保護者の育児力向上を目指した支援を推進します。 さらに、児童虐待や配偶者等からの暴力、家庭の経済的困窮など、子育て世帯の抱える様々な問題に迅速に対応するなど、子どもと子育て家庭の安全安心な生活環境を整備します。		
(2) 主な取組			
No.1	名称	妊娠・出産・子育て期への切れ目のない支援の充実	
	担当課	子育て支援課・健康推進課・こども保育課	
	概要	・子育て世代包括支援センター「きさらづネウボラ」では、妊娠期から子育て期におけるワンストップ相談窓口として、市民の認知度を向上させるとともに、相談機能体制の充実や強化に努めます。 ・母子の健康や育児支援、産後うつ予防・早期発見のため、産後の相談支援体制を検討します。 ・発達に心配のある子どもやその家庭、経済的・社会的な支援が必要な家庭に対して、子どもが安心して暮らせるために、保健・福祉・教育等の関係機関と連携を図り、総合的かつ継続的な相談支援を行います。	
No.2	名称	保育・幼児教育の充実	
	担当課	こども保育課	
	概要	・保育園の待機児童解消をめざし、民間保育園等と協力して、保育の受け入れ体制の充実や保育環境の整備、保育士の確保・処遇改善に取り組みます。 ・多様な保育ニーズに対応し、民間保育園のもつ柔軟性を活かすため、市立保育園の民営化を進め、保育事業の充実を図ります。 ・共働き家庭等の児童に対して、放課後や夏休みなどに適切な遊びや生活の場を与える放課後児童クラブの運営を支援します。 ・一時保育や病後児保育をはじめ、集団保育が可能な障がいのある児童への保育など、多様な保育サービスの充実を図ります。 ・私立幼稚園の就園に伴う保護者の経済的負担を軽減し、また、幼稚園教育のさらなる振興を図るため、市内の私立幼稚園の運営を支援し、施設経営の基盤強化や教育環境の充実を図ります。 ・幼保連携協議会を設立し、幼稚園と保育園の情報を共有し、保育環境の一層の充実を図ります。	

No.3	名称	子育て家庭・ひとり親家庭への経済的支援の充実		
	担当課	子育て支援課		
	概要	・子育て家庭に対し、児童手当の給付や子ども医療費の助成による経済的な支援を行います。 ・母子家庭や父子家庭等の状況に応じ、自立に向けた相談支援、就職に向けた資格取得のための支援、児童扶養手当の給付やひとり親家庭等医療費の助成による経済的な支援を行います。 ・未熟児として出生した子どもに対して、未熟児養育医療制度に基づく経済的な支援を行います。		
No.4	名称	母子保健の充実		
	担当課	健康推進課・子育て支援課		
	概要	・「木更津市母子保健計画」に基づき、子どものより良い生活習慣の確立や保護者の育児力の向上のため、各種乳幼児健診や教室の開催、相談体制の強化などを保育・幼児教育と連携して実施します。		
No.5	名称	児童虐待・DV等の予防及び対策		
	担当課	子育て支援課		
	概要	・子ども家庭総合支援拠点を中心に、様々な相談支援に対応できるよう、体制強化を図ります。 ・要保護児童対策協議会の機能を強化するとともに、関係機関と連携して児童虐待の防止に向けた啓発活動に努めます。 ・虐待を受けた子どもの保護と自立に向けた支援、親子関係の回復に向けた支援、里親制度の推進等を児童相談所等の関係機関と連携して行います。 ・配偶者等からの暴力を受けている女性とその子どもの保護や避難、自立に向けた支援、また、暴力被害を受けている男性からの相談対応についても、警察や保護施設等の関係機関と連携して行います。		
No.6	名称	市民活動・民間活力による子育て支援の推進		
	担当課	子育て支援課		
	概要	・ファミリーサポートセンター事業などの地域や企業、ボランティア団体等による多様な子育て支援を協働して推進し、支援機能の充実に努めます。 ・地域での子どもの見守り活動の推進、児童虐待通告の啓発など、子どもの安全確保にかかる取り組みを推進します。		
施策目標の実現に関する指標	指標	現状値(H30)	目標値 (H34)	設定の考え方
	この地域で子育てをしたいと思う人の割合 (乳児健診等の来所者アンケートによる)	91.9% そう思う・・・56.3% どちらかといえばそう思う・・・35.6% (平成29年度)	95%以上	子育て環境の評価につながると考えられる。
	ファミリーサポートセンター事業会員数	105人 (平成29年度)	350人以上	会員数の増加を図り、地域での子育て支援の推進につなげるため、目標値とします。
	待機児童数	83人 (平成30年4月1日現在)	0人	保育園の定員増・保育士確保により、待機児童解消を目指していく。